

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月3日
【計算期間】	第10期（自 平成24年9月6日 至 平成25年3月5日）
【ファンド名】	シュローダー中東／北アフリカ・ファンド
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ガイ・ヘンリクス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	黒田（玉置）圭子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー中東／北アフリカ・ファンド」（以下、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。）は、主として、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を通じて、中東および北アフリカ地域の株式等に実質的な投資を行います。

株式等に直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当ではないと判断した際は、米国などの主要市場に上場されているDR（預託証券）や市場（カントリー）インデックスの動きに連動する有価証券等に投資を行う場合や、当該国（又は銘柄）に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等に投資を行う場合があります。また、中東・北アフリカ地域以外の国で登記が行われているものの事業基盤や収益の源泉を中東・北アフリカ地域に有していると運用者が判断する企業の株式等に投資を行う場合があります。

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／海外／株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書又は投資信託約款において、ファンド・オブ・ファンズを通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

アフリカ

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注1）上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

平成19年8月31日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

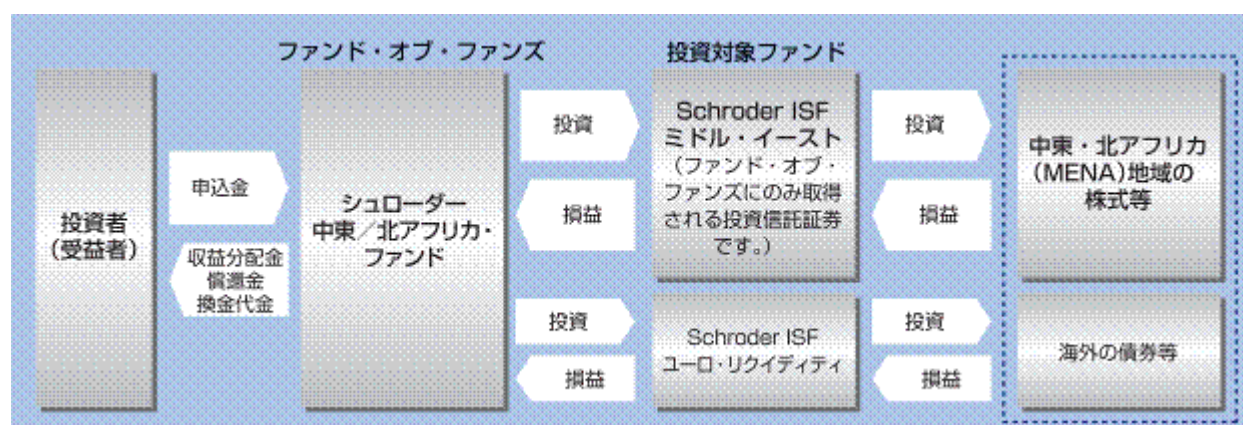
平成20年7月25日 ファンド名、決算日および組入投資信託証券の規定の変更を実施

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、投資者からの資金をまとめて、シュローダー中東／北アフリカ・ファンドとし、その資金を投資信託証券等に投資して運用を行う仕組みです。ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ・ファンドの指定投資信託証券（投資対象ファンド）は以下となります。
 - 「中東および北アフリカ地域の株式等」に投資する投資信託証券（高位に保たれる投資信託証券）
ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ 投資証券」（以下、「Schroder ISF ミドル・イースト」といいます。）
ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。
 - 「海外の債券等」に投資する投資信託証券（低位に保たれる投資信託証券）
ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI（円）投資証券」（以下、「Schroder ISF ユーロ・リクイディティ」といいます。）
- ・主に「Schroder ISF ミドル・イースト」に投資します。
- ・上記投資対象ファンドの運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが行います。

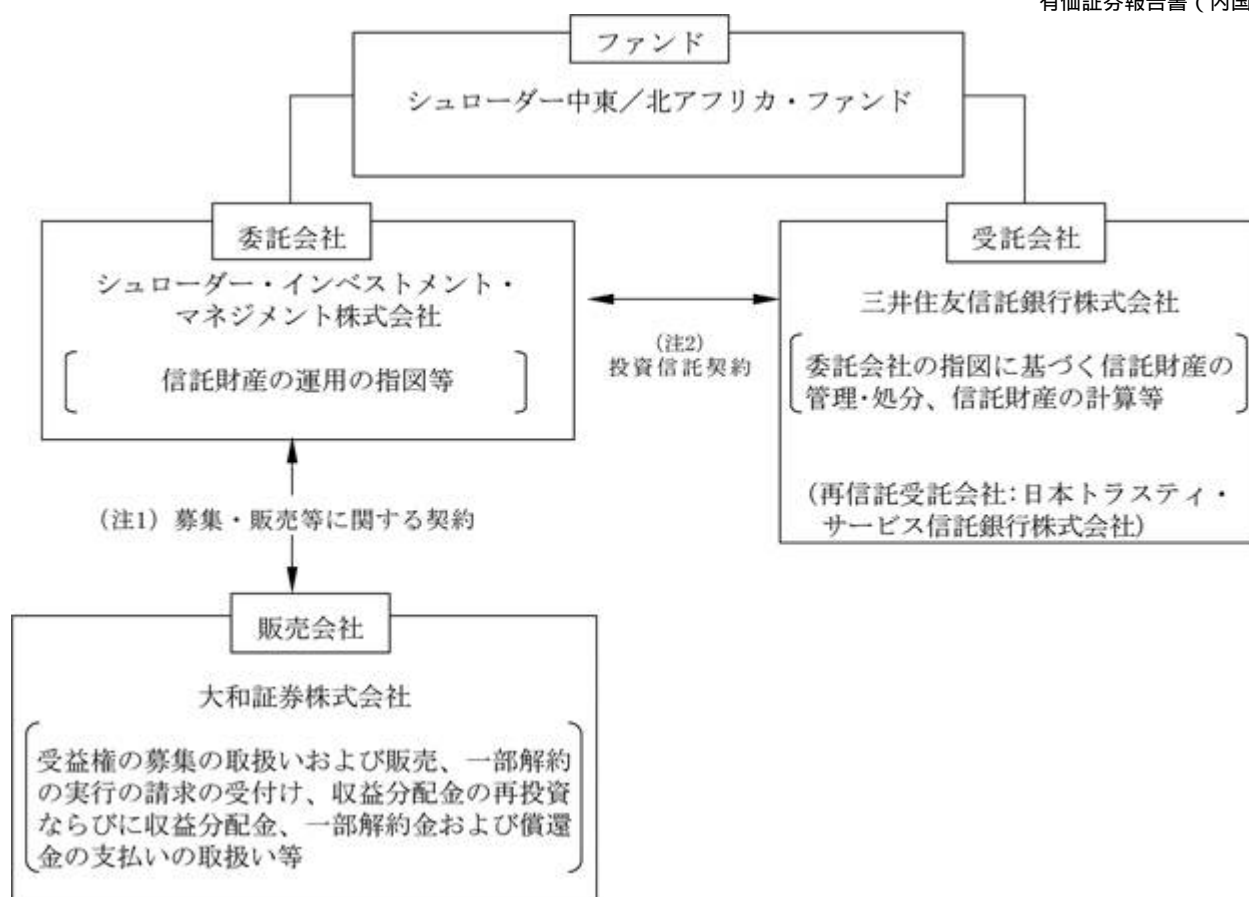
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュローダー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。同社はシュローダー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。



投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	大和証券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー中東／北アフリカ・ファンド 投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成25年3月末現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成24年6月29日	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

（平成25年3月末現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキークーラン	9,800株	100%

<シュローダー・グループの概要>

シュローダー・グループの歴史のはじまりは、J.H.シュローダーが商業銀行J.F.シュローダー・アンド・カンパニーの共同経営者に就任した1804年にさかのぼります。以来、200年以上の歴史と実績を誇る、独立系の資産運用グループです。運用総資産額は約29.8兆円（2012年12月末現在、1英ポンド=140.5489円で換算）にのぼります。

シュローダーは、1870年に日本政府が初めて起債した外債「九分利付英貸公債（100万英ポンド）」の引受主幹事を務め、新橋から横浜間の鉄道敷設への資金調達に貢献しました。また1923年の関東大震災後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の経済復興に深く関わるなど、古くから日本との交流を深めてまいりました。

日本では1974年に東京駐在員事務所を開設し、日本株式・経済の調査業務を開始しました。1985年には、最初の日本法人を設立し、本格的に資産運用業務を開始しました。以降、個人や機関投資家のお客様に対して投資信託委託業や投資顧問業を通じた様々な運用サービスを提供しており、これまで約40年にわたって日本における業務の拡大・充実に努めてまいりました。現在では、グループの中核拠点の一つとして資産運用業務に特化したビジネスを展開しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<投資態度>

主として、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、中東および北アフリカ地域の株式等を実質的な投資を行います。

指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）を高位に保つことを基本とします。また、海外の債券等に投資する投資信託証券は、ファンドの資金流動性の確保を目的に低位の投資割合を保つことを基本とし、委託会社の裁量により、指定投資信託証券の変更を行うことができるものとします。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたときならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少したときには、上記のような運用ができない場合があります。

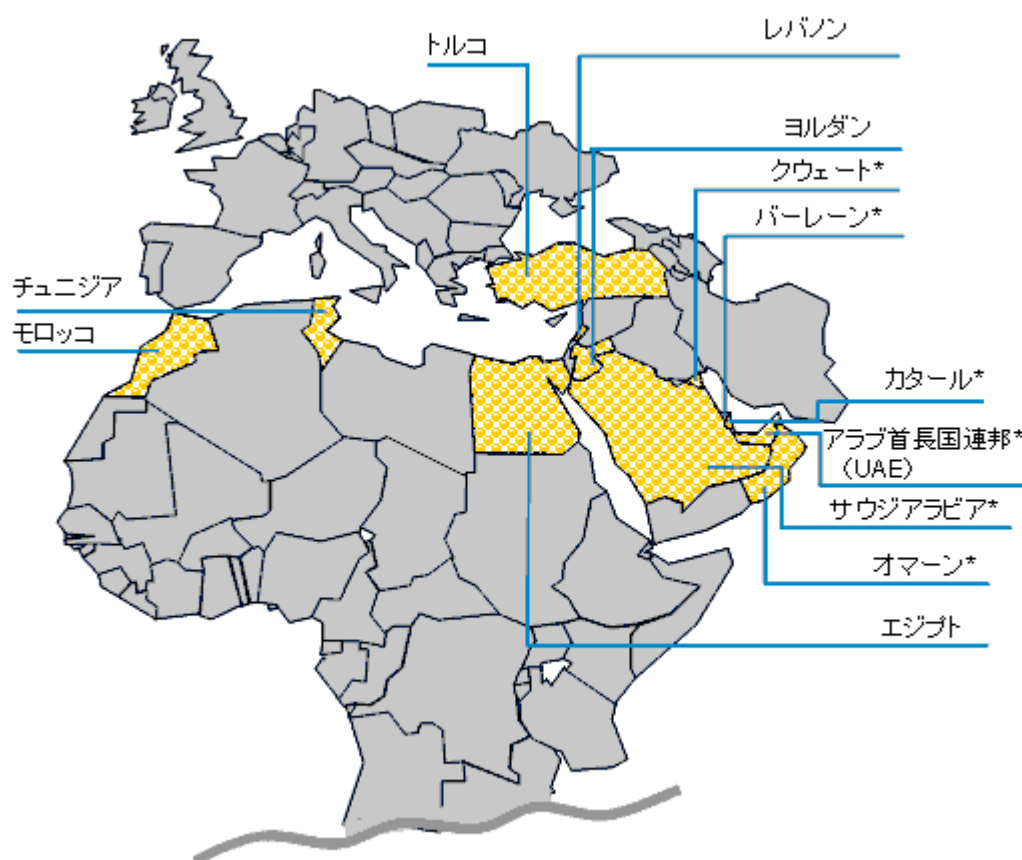
<ファンドの特色>

1. 今後ますます発展が期待される、中東・北アフリカ（MENA）地域の株式 を実質的な主要投資対象とします。

主として、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、カタール、オマーン、バーレーン、トルコ、ヨルダン、エジプト、モロッコ、レバノン、チュニジア（2013年3月末現在）の12カ国の株式（これに準ずるものを含みます）。また、投資対象は変更されることがあります。

MENA(ミーナ)地域とは、「Middle East and North Africa 地域」の略で、産油国であるGCC（湾岸協力会議）6カ国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、バーレーン、カタール、オマーン）を中心とした中東・北アフリカ周辺国を指します。

□投資対象国（12カ国 2013年3月末現在）



*GCC（Gulf Cooperation Council：湾岸協力会議）加盟国

（注）投資対象は変更される場合があります。

2.運用はファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

・ファンドの指定投資信託証券（投資対象ファンド）は以下となります。

- 「中東および北アフリカ地域の株式等」に投資する投資信託証券（高位に保たれる投資信託証券）

Schroder ISF ミドル・イースト

ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。

- 「海外の債券等」に投資する投資信託証券（低位に保たれる投資信託証券）

Schroder ISF ユーロ・リクイディティ

（注）詳しくは、前記「1 ファンドの性格（3）ファンドの仕組み」をご覧ください。

3.株式への投資にあたっては、エマージング地域の株式運用に精通した、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが運用します。

<シュローダーの運用 - 主要投資対象ファンドの運用体制>

- ・トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から規律あるリスク管理のもと運用を行います。
- ・シュローダー・グループのアナリストによる企業調査に基づく銘柄選択が超過収益の主要な源泉となります。
- ・定量分析をベースに、地政学要因等の定性的な判断も加味して国別配分を決定します。



2013年3月末現在

▼上記は、ファンドが投資対象とする指定投資信託証券のうち、主として投資を行う「Schroder ISF ミドル・イースト」に係るシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用プロセスです。

▼上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

4.実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ・実質的な組入外貨建資産にかかる為替変動リスクについては、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

< 参考：指定投資信託証券の概要 >

Schroder ISF ミドル・イースト

ファンド名	Schroder International Selection Fund Middle East Class J (シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券)	
形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	円	
運用の基本方針	主に、地中海沿岸のエマージング市場を含む中東諸国の企業の株式への投資を通じて、投資信託財産の成長を実現することを目指します。またファンドは、限定的に、北アフリカ市場に対する投資機会も追求します。	
設定日	平成19年9月3日	
主な投資対象	地中海沿岸のエマージング市場を含む中東諸国の企業の株式を主要投資対象とします。また、北アフリカ市場の企業の株式にも投資します。	
主な投資制限	・ 同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・ 同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・ 同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。	
管理報酬等	管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等として、ファンドの純資産総額の年率0.30%程度がファンドより徴収されます。ただし、管理報酬等に下限金額等が設定されているため、純資産総額によって年率0.30%程度を上回ることがあります。	
投資運用報酬	ありません。	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

Schroder ISF ユーロ・リクイディティ

ファンド名	Schroder International Selection Fund Euro Liquidity (JPY) Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リク イディティ クラスI (円) 投資証券)	
形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	円	
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保 全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初からま たは残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を検討にいれる）、 もしくは採用金利が少なくとも年に一度調整されるものを前提とします。	
設定日	平成20年7月4日	
主な投資対象	主にユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	・ 同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純 資産の10%以内とします。 ・ 同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・ 同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。	
管理報酬等	管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等として、ファンドの純資産総 額の年率0.10%程度がファンドより徴収されます。ただし、管理報酬等に下限金 額等が設定されているため、純資産総額によって年率0.10%程度を上回ることが あります。	
投資運用報酬	ありません。	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセ ンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミ テッド
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象
ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法
令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の
裁量により調整されることがあります。

上記は平成25年3月末現在における投資対象とする投資信託証券です。投資対象とする投資信託証券については、
今後の見直し等により、変更・追加・削除等を行う場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資
信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。ただし、本邦通貨表示のもの
に限ります。以下同じ。）とします。

1. 有価証券

2. 金銭債権

3. 約束手形

有価証券の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第17条第1項）

委託者は、信託金を、主として、別に定める指定投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。（本邦通貨表示のものに限ります。））に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に限ります。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

「指定投資信託証券」とは、次のものを総称していいます。

高位に保たれる投資信託証券

ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」

その他の投資信託証券（低位に保たれる）

ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI (円) 投資証券」

その他、海外の債券等に投資する投資信託証券であって、ファンドの資金流動性の確保を目的として委託者が決定するもの

金融商品の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第17条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記1. から4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

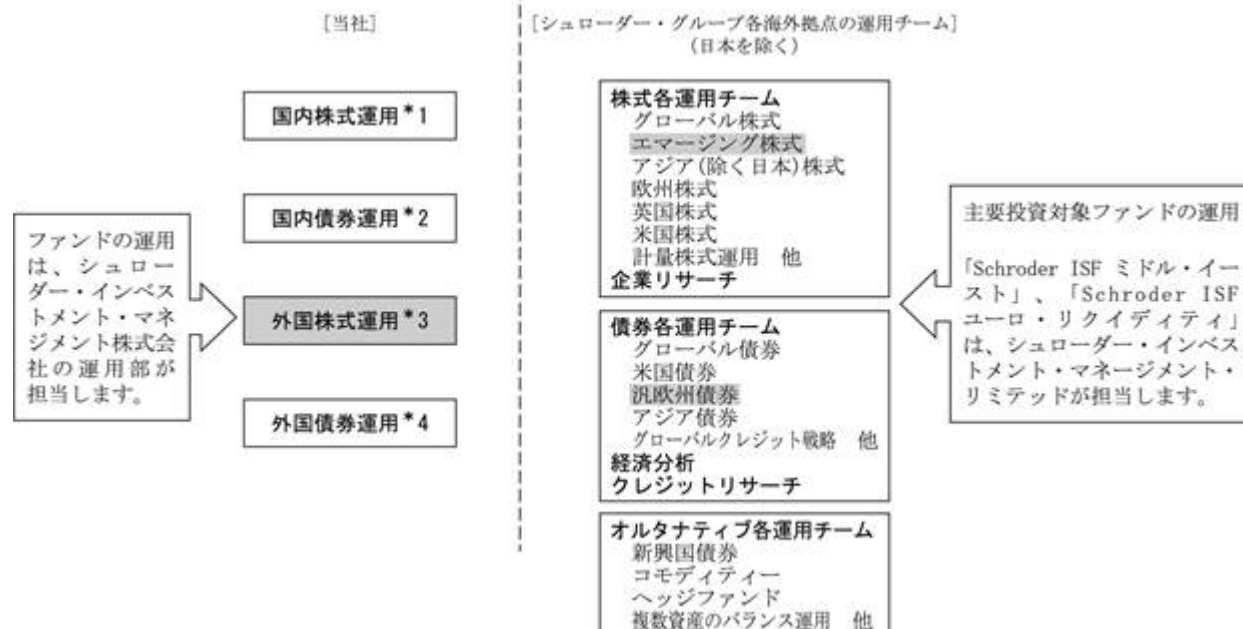
その他の投資対象と指図範囲

公社債の借入れおよび資金の借入を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限＜約款で定める投資制限＞」をご参照ください。）

（3）【運用体制】

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）がファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

< 内部管理体制 >

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

< 受託銀行に関する管理の体制 >

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、上記の運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年3月5日および9月5日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が上記の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

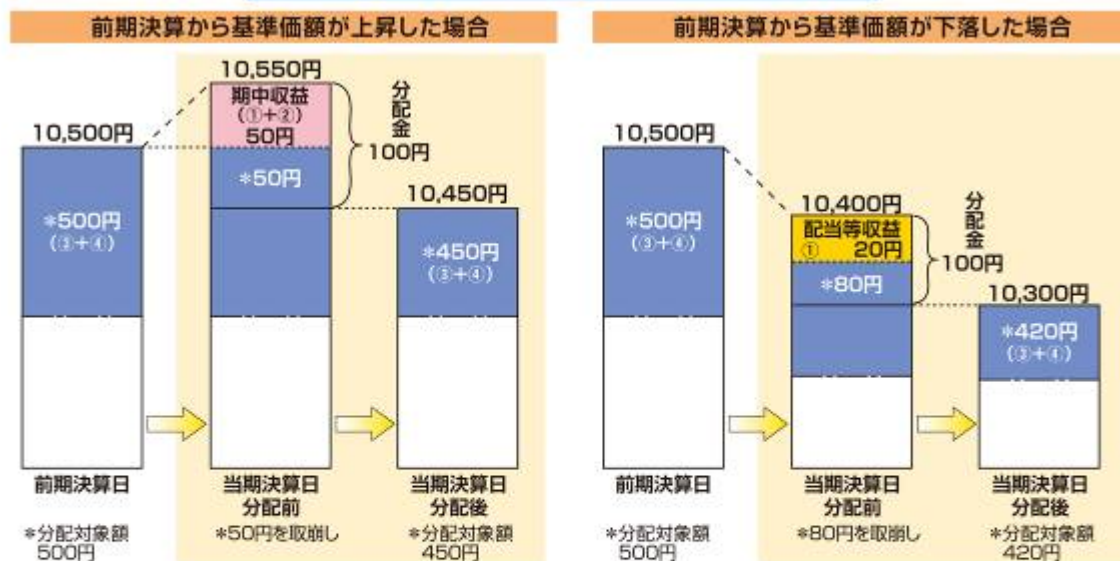
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取る分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

<約款で定める投資制限>

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブ取引の指図（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への直接投資は行いません。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第20条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入（信託約款第27条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

4. 上記1. に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - (ハ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

- ・ 当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

（１）組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（２）外国証券への投資に伴うリスク

・為替変動リスク

ファンドの実質的な組入外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

・カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、中東・北アフリカ（MENA）地域への投資には以下のようなリスクがあります。

1. 経済状況の変化に伴うリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行う中東・北アフリカ（MENA）地域の株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

2. 流動性に関するリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

3. 政治的・社会的な変化に伴うリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

4. 制度、インフラストラクチャーに係るリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

5. 企業会計や情報開示等に係るリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

（３）その他のリスクおよび留意点

・ 投資銘柄集中リスク

ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込む場合があります。

・ 換金に関する制限

1. 信託期間中のルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、換金の申込みを受付けません。
2. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。

- ・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

- ・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよび指定投資信託証券の資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- ・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。

- ・信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- ・買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの買付け、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。

- ・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）リスク管理

・運用リスク管理

<シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、グループ内STPシステムの一環としてチャールズ・リバー・システムを導入しております。このシステムは、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理するものです。投資信託の約款、投資一任契約のお客様から頂いている投資ガイドライン、社内またはグループ内で統一的に定めた社内ルールは、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でコンプライアンス担当者によりモニタリングされています。

・内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス＆リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス＆リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

・内部検査体制

コンプライアンス＆リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的 to 実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の210（税抜200）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（括弧内は税抜き表示）

純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	年2.10% (年2.00%)	年1.218% (年1.160%)	年0.840% (年0.800%)	年0.042% (年0.040%)
500億円以上の場合	年2.10% (年2.00%)	年1.1655% (年1.1100%)	年0.8925% (年0.8500%)	年0.042% (年0.040%)

組入れる投資対象ファンドの合計純資産総額に対して年率0.4000%程度の管理報酬等が投資対象ファンドより負担されますので、投資者が実質的に負担する信託報酬等は年率2.5000%（税込）程度となります。

当該管理報酬等は下限金額等が設定されているため、投資対象ファンドの合計純資産総額によって年率0.4000%程度を上回ることがあります。したがって実質的に負担する信託報酬等は、投資対象ファンドの合計純資産総額によって年率2.5000%（税込）程度を上回ることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

1. ファンド監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬
3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用
7. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等のうち、の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

1. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

2. 解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行われるものに限り、）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

- ・追加型株式投資信託について、受益者のファンドの購入価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配金の課税について >

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。当該収益分配金の全部が元本払戻金（特別分配金）となる場合があります。

上記の税率は、平成25年3月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年3月末現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	1,353,632,947	98.17
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	25,179,162	1.83
合計（純資産総額）	-	1,378,812,109	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年3月末現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	ルクセンブルク	投資証券	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ 投資証券	1,412,077.51	904.87	1,277,746,576	958.07	1,352,869,100	98.12
2	ルクセンブルク	投資証券	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI（円）投資証券	989.12	777.44	768,981	772.25	763,847	0.06

（注）「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.17
合計	98.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第1期	(平成20年 9月 5日)	4,356,946,958	4,356,946,958	0.9589	0.9589
第2期	(平成21年 3月 5日)	1,537,370,790	1,537,370,790	0.4178	0.4178
第3期	(平成21年 9月 7日)	1,969,111,128	1,969,111,128	0.5878	0.5878
第4期	(平成22年 3月 5日)	1,715,252,360	1,715,252,360	0.5709	0.5709
第5期	(平成22年 9月 6日)	1,679,683,447	1,679,683,447	0.6032	0.6032
第6期	(平成23年 3月 7日)	1,332,046,227	1,332,046,227	0.5554	0.5554
第7期	(平成23年 9月 5日)	1,105,306,794	1,105,306,794	0.5050	0.5050
第8期	(平成24年 3月 5日)	1,165,047,792	1,165,047,792	0.5850	0.5850
第9期	(平成24年 9月 5日)	1,172,735,338	1,172,735,338	0.6025	0.6025
第10期	(平成25年 3月 5日)	1,359,874,708	1,359,874,708	0.8031	0.8031
	平成24年 3月末日	1,241,107,802	-	0.6034	-
	平成24年 4月末日	1,198,258,287	-	0.5886	-
	平成24年 5月末日	1,082,263,688	-	0.5363	-
	平成24年 6月末日	1,098,619,938	-	0.5504	-
	平成24年 7月末日	1,137,289,801	-	0.5734	-
	平成24年 8月末日	1,168,324,402	-	0.5989	-
	平成24年 9月末日	1,117,036,180	-	0.6047	-
	平成24年10月末日	1,099,034,696	-	0.6278	-
	平成24年11月末日	1,098,751,651	-	0.6368	-
	平成24年12月末日	1,198,437,604	-	0.6995	-
	平成25年 1月末日	1,336,665,343	-	0.7818	-
	平成25年 2月末日	1,321,703,377	-	0.7789	-
	平成25年 3月末日	1,378,812,109	-	0.8486	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第1期	4.1
第2期	56.4
第3期	40.7
第4期	2.9
第5期	5.7
第6期	7.9
第7期	9.1
第8期	15.8
第9期	3.0
第10期	33.3

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

< 参考情報 >

以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2013年3月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2007年8月31日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2011年3月	0円
2011年9月	0円
2012年3月	0円
2012年9月	0円
2013年3月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率 ■

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	Schroder ISF ミドル・イースト	投資証券	98.12
2	Schroder ISF ユーロ・リクイディティ	投資証券	0.06

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	Turkiye Halk Bankasi	トルコ	金融	8.01
2	Turkcell Iletisim Hizmet	トルコ	電気通信サービス	6.64
3	Emaar Properties	アラブ首長国連邦 (UAE)	金融	5.19
4	Haci Omer Sabanci Holding	トルコ	金融	4.81
5	Turkiye Is Bankasi	トルコ	金融	4.13
6	Coca-Cola	トルコ	生活必需品	4.08
7	First Gulf Bank	アラブ首長国連邦 (UAE)	金融	3.98
8	Saudi Industrial Investment Group	サウジアラビア	素材	3.60
9	Qatar Industries	カタール	資本財・サービス	3.34
10	Etihad Etisalat	サウジアラビア	電気通信サービス	3.29

※国/地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

※組入上位銘柄の投資比率はファンドの純資産総額に対する実質組入比率です。

※組入上位銘柄は、ファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「Schroder ISF ミドル・イースト」の組入状況です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2007年8月31日が設定日のため、2006年以前の実績はありません。2007年は8月31日から12月末までの騰落率です。

2013年は1月から3月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第1期	7,643,189,004	3,099,475,529
第2期	37,845,776	902,285,248
第3期	51,350,181	380,896,002
第4期	35,776,584	380,825,757
第5期	37,444,652	257,513,963
第6期	68,827,282	455,244,527
第7期	9,014,166	218,548,173
第8期	2,761,980	199,810,022
第9期	82,996,299	128,162,210
第10期	43,410,550	296,564,389

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 買付申込の受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日がルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

< コースの選択 >

申込みには、分配時に分配金を受け取る「分配金支払いコース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「積立投資約款」にしたがい「積立投資契約」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）を締結します。

< 買付価額と申込代金 >

買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

分配金再投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

分配金再投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求）

< 換金（解約）申込の受付け >

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日がルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の申込みを受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。

< 換金価額 >

換金価額は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

< 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。

(注) ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
投資信託証券	原則として計算時に知りうる直近の日の基準価額により評価

上記投資信託証券は、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して当該投資信託証券が採用する算出基準によって算出されますが、当該投資信託証券の管理会社の裁量により調整されることがあります。

上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額の公表

基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「M E N A」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年8月31日（当初信託設定日）より無期限とします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月6日から9月5日までおよび9月6日から翌年の3月5日までとします。

ただし、第1計算期間は平成19年8月31日から平成20年9月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条項と信託の終了

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

3. 上記1.または2.の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 上記3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
5. なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「 信託約款の変更4. 」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の決算日ならびに償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとし
ます。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口
数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
5. 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を
公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、す
べての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.ま
での規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権
利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月
前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新され
るものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終
了日より起算して5営業日以内）から毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載
または記録されている受益者に支払われます。

の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託
会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌
営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収
益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座
簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（４）買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（６）受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

<照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>または電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成24年9月6日から平成25年3月5日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

シュローダー中東／北アフリカ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 9 期 (平成24年 9 月 5 日現在)	第10期 (平成25年 3 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,029,367	34,188,583
投資証券	1,153,901,682	1,341,224,858
未収利息	46	46
流動資産合計	1,187,931,095	1,375,413,487
資産合計	1,187,931,095	1,375,413,487
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,687,722	2,762,973
未払受託者報酬	244,060	249,290
未払委託者報酬	11,958,959	12,214,965
その他未払費用	305,016	311,551
流動負債合計	15,195,757	15,538,779
負債合計	15,195,757	15,538,779
純資産の部		
元本等		
元本	1,946,444,493	1,693,290,654
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	773,709,155	333,415,946
（分配準備積立金）	18,265	22,043
元本等合計	1,172,735,338	1,359,874,708
純資産合計	1,172,735,338	1,359,874,708
負債純資産合計	1,187,931,095	1,375,413,487

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 平成24年 3 月 6 日 至 平成24年 9 月 5 日)	第10期 (自 平成24年 9 月 6 日 至 平成25年 3 月 5 日)
営業収益		
受取利息	7,333	6,571
有価証券売買等損益	44,511,720	359,850,340
営業収益合計	44,519,053	359,856,911
営業費用		
受託者報酬	244,060	249,290
委託者報酬	11,958,959	12,214,965
その他費用	305,016	311,551
営業費用合計	12,508,035	12,775,806
営業利益又は営業損失（ ）	32,011,018	347,081,105
経常利益又は経常損失（ ）	32,011,018	347,081,105
当期純利益又は当期純損失（ ）	32,011,018	347,081,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	723,497	13,945,038
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	826,562,612	773,709,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,107,382	117,765,973
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,107,382	117,765,973
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,988,440	10,608,831
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,988,440	10,608,831
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	773,709,155	333,415,946

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

期別 項目	第9期 [平成24年9月5日現在]	第10期 [平成25年3月5日現在]
1. 期首元本額	1,991,610,404円	1,946,444,493円
期中追加設定元本額	82,996,299円	43,410,550円
期中解約元本額	128,162,210円	296,564,389円
2. 受益権の総数	1,946,444,493口	1,693,290,654口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は773,709,155円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は333,415,946円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別 項目	第9期 自平成24年3月6日 至平成24年9月5日	第10期 自平成24年9月6日 至平成25年3月5日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,831円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（143,066円）及び分配準備積立金（13,434円）より、分配対象収益は161,331円（1万口当たり0.81円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,555円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（124,850円）及び分配準備積立金（15,488円）より、分配対象収益は146,893円（1万口当たり0.85円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第9期 自平成24年3月6日 至平成24年9月5日	第10期 自平成24年9月6日 至平成25年3月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第9期 [平成24年9月5日現在]	第10期 [平成25年3月5日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第9期（平成24年9月5日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	43,336,047円
合 計	43,336,047円

第10期（平成25年3月5日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	343,708,618円
合 計	343,708,618円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

期別 項目	第9期 [平成24年9月5日現在]	第10期 [平成25年3月5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6025円 (6,025円)	0.8031円 (8,031円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
投資証券	日本円	SISF Middle East Class J	1,481,379.51	1,340,455,877	
		SISF EURO LIQUIDITY Class I ACC JPY	989.12	768,981	
	合計		1,482,368.63	1,341,224,858	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍円建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。

[次へ](#)

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ミドル・イースト2012年12月期報告書

2012年12月31日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・ セレクション・ファンド・ ミドル・イースト (米ドル)	
資産	
投資	
有価証券取得価額	164,508,651
未実現評価益/(損)	21,653,573
有価証券評価額	186,162,224
未実現評価益/(損)	
外国為替先渡契約	-
先物契約	-
金利スワップ契約	-
トータル・リターン・スワップ契約	-
クレジット・デフォルト・スワップ契約	-
	186,162,224
銀行預金	1,244,150
有価証券未収入金	-
未収運用報酬割戻金	-
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	-
未収追加金	1,034,600
未収配当金および未収利息	-
その他未収金	-
オプションおよびスワップションの正味時価評価額	-
資産計	188,440,974
負債	
当座借越	-
有価証券未払金	940
外国為替先渡契約に係る未払証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未払追加証拠金	-
未払解約金	526,003
未払配当金	1,034
未払運用報酬	212,323
未払成功報酬	-
その他未払金	161,112
オプション正味時価評価額	-
負債計	901,412
純資産総額	187,539,562

シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ミドル・イースト
(米ドル)

純資産総額

2012年12月31日現在

187,539,562

発行済投資証券口数

2012年12月31日現在

Class A Dis	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	7,926,870
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	1,099,045
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	3,956,353
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	630,888
Class B Acc EUR	85,365

Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	2,729,816
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	458,755
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	25,184
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	150
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	-
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	1,515,172
Class X Acc	-
Class A1 Acc	1,814,301
Class A1 Acc EUR	222,205
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ミドル・イースト
(米ドル)

一口当たり純資産価額 *
2012年12月31日現在

Class A Dis	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	9.57
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	9.83
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	7.19
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	9.26
Class B Acc EUR	9.50
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-

Class C Acc	9.93
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	10.17
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	10.64
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	10.92
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	-
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	788.95
Class X Acc	-
Class A1 Acc	9.36
Class A1 Acc EUR	9.58
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

* 各クラスの一口当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2012年12月31日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ミドル・イースト

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
エジプト		13,366,351	7.13
1,278,145	Commercial International Bank Egypt	6,941,290	3.70
1,085,335	Ezz Steel	1,693,065	0.90
230,993	Ghabbour Auto	1,007,347	0.54
284,378	Medinet Nasr Housing	1,051,184	0.56
44,411	Orascom Construction Industries	1,760,645	0.94
1,463,639	Orascom Telecom	912,820	0.49
クウェート		16,795,779	8.95
2,978,258	Burgan Bank	5,613,959	2.99
390,854	Kuwait Foods Americana	2,418,771	1.29
4,791,027	Kuwait Projects	6,645,448	3.54
290,471	Mabaneer	1,219,034	0.65
620,000	Yiaco Medical	898,567	0.48
レバノン		18,710	0.01
1,447	Solidere	18,710	0.01
オマーン		2,192,431	1.17
1,126,732	Bank Muscat	1,685,599	0.90
132,660	Oman Telecommunications	506,832	0.27
カタール		19,757,199	10.53
187,312	Commercial Bank of Qatar	3,647,465	1.94
128,486	Gulf International Services	1,058,660	0.56
175,360	Industries Qatar	7,470,018	3.98
22,962	Qatar Electricity & Water	834,982	0.45
86,979	Qatar National Bank	3,127,040	1.67
126,701	Qatar Telecom QTel	3,619,034	1.93
トルコ		74,263,370	39.60
327,526	Akbank	1,625,430	0.87
118,606	Anadolu Efes Biracilik Ve Malt Sanayii	1,707,374	0.91
255,184	Aselsan Elektronik Sanayi Ve Ticaret	1,189,229	0.63
244,472	Coca-Cola Icecek	5,011,861	2.67
3,682,097	Emlak Konut Gayrimenkul Yatirim Ortakligi	6,393,604	3.41
465,046	Haci Omer Sabanci	2,563,184	1.37
1,341,073	Turkcell Iletisim Hizmetleri	8,676,073	4.63
2,571,548	Turkiye Garanti Bankasi	13,453,346	7.17
1,550,982	Turkiye Halk Bankasi	15,376,901	8.20
3,580,806	Turkiye Is Bankasi	12,435,443	6.63
1,063,395	Turkiye Vakiflar Bankasi	2,757,810	1.47
1,055,083	Yapi ve Kredi Bankasi	3,073,115	1.64
アラブ首長国連邦		18,338,515	9.78
87,598	DP World	1,024,897	0.55
8,729,512	Emaar Properties	8,912,637	4.75
2,660,033	First Gulf Bank	8,400,981	4.48
イギリス		2,669,099	1.43
1,967,848	Centamin	1,250,831	0.67
308,918	Lamprell	470,261	0.25
297,529	NMC Health	948,007	0.51

公的取引所への上場承認を受けた
譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計

147,401,454

78.60

株式数または元本額	デリバティブ	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
サウジアラビア		38,107,638	20.32
188,067	Credit Suisse International 14/05/2013 -	3,811,034	2.03
129,002	Etihad Etisalat Credit Suisse International 20/03/2013 -	1,503,043	0.80
15,942	Saudi Pharmaceutical Industries and Medical Appliances Credit Suisse Nassau 07/10/2015 -	644,981	0.34
47,410	Saudi Arabian Fertilizer Credit Suisse Nassau 07/10/2015 -	1,140,756	0.61
138,999	Saudi Basic Industries Credit Suisse Nassau 14/10/2015 -	3,807,961	2.03
842,722	Fawaz Abdulaziz Alhokair Credit Suisse Nassau 21/10/2015	1,870,548	1.00
213,927	Alarkan Credit Suisse Nassau 21/10/2015 SIIG	1,284,781	0.69
101,055	Credit Suisse Nassau 23/09/2015 - Al Rajhi Bank	1,751,316	0.93
185,275	Credit Suisse Nassau 23/09/2015 - National Industrialization Company	1,368,327	0.73
93,340	HSBC Bank 04/08/2014 - Saudi Basic Industries	2,233,579	1.19
310,868	HSBC Bank 05/12/2014 - Etihad Etisalat	6,288,891	3.35
13,748	HSBC Bank 13/08/2014 - National Arabian Mining	101,352	0.05
46,206	HSBC Bank 22/12/2014 - United Electronics	1,284,323	0.68
12,885	HSBC Bank 26/09/2014 - Saudi Arabian Fertilizer	523,047	0.28
140,737	HSBC Bank 26/09/2014 - Yanbu National Petrochemical	1,774,876	0.95
104,753	HSBC Bank 27/03/2015 - Saudi British Bank	826,721	0.44
856,052	HSBC Bank 27/03/2015 - Saudi British Bank	5,169,698	2.76
66,314	Morgan Stanley 02/10/2013 - Samba Group	790,410	0.42
80,738	Morgan Stanley 02/10/2013 - Saudi Basic Industries	1,931,994	1.04
スイス		653,132	0.35
31,206	Credit Suisse/Nassau Warrants 19/08/2015	653,132	0.35
デリバティブの合計		38,760,770	20.67
投資総額		186,162,224	99.27
その他の純資産		1,377,338	0.73
純資産総額		187,539,562	100.00

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・リクイディティ2012年12月期報告書

2012年12月31日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・リクイディティ(注1) (ユーロ)

資産

投資

有価証券取得価額	1,157,870,886
未実現評価益/(損)	741,792
有価証券評価額	1,158,612,678

未実現評価益/(損)

外国為替先渡契約	-
先物契約	-
金利スワップ契約	-
トータル・リターン・スワップ契約	-
クレジット・デフォルト・スワップ契約	-

1,158,612,678

銀行預金	1,058,358
有価証券未収入金	-
未収運用報酬割戻金*	-
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	-
未収追加金	6,966,401
未収配当金および未収利息	1,350,866
その他未収金	-
オプションおよびスワップションの正味時価評価額	-

資産計

1,167,988,303

負債

当座借越	-
有価証券未払金	-
外国為替先渡契約に係る未払証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未払追加証拠金	-
未払解約金	6,781,093
未払配当金	-
未払運用報酬	299,644
未払成功報酬	-
その他未払金	244,507
オプション正味時価評価額	-

負債計

7,325,244

純資産総額

1,160,663,059

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ユーロ・リクイディティ
(ユーロ)

純資産総額

2012年12月31日現在

発行済投資証券口数

2012年12月31日現在

1,160,663,059

Class A Dis	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	2,340,011
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	1,324,379
Class B Acc EUR	-

Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	3,827,827
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	1,503,754
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	1,239
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class X Acc	-
Class A1 Acc	271,391
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ユーロ・リクイディティ
(ユーロ)

一口当たり純資産価額 *
2012年12月31日現在

Class A Dis	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	122.56
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	121.20
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-

Class C Acc	127.06
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	129.77
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	729.33
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class X Acc	-
Class A1 Acc	117.40
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

* 各クラスの一割当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2012年12月31日現在の投資有価証券明細表

		シュローダー・インターナショナル・ セレクション・ファンド・ ユーロ・リクイディティ		
株式数または元本額		公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (ユーロ)	純資産構成比 (%)
フランス			39,661,055	3.42
ユーロ	2,515,000	BNP Paribas EMTN FRN 16/09/2013	2,519,276	0.22
ユーロ	7,120,000	BNP Paribas FRN 03/12/2014	7,126,479	0.61
ユーロ	20,000,000	Crédit Agricole/London EMTN FRN 12/03/2013	20,013,600	1.73
ユーロ	10,000,000	Société Générale EMTN FRN 14/01/2013	10,001,700	0.86
ドイツ			132,886,838	11.45
ユーロ	17,500,000	Erste Abwicklungsanstalt EMTN FRN 23/01/2014	17,527,038	1.51
ユーロ	40,000,000	Erste Abwicklungsanstalt EMTN FRN 28/03/2013	40,009,000	3.45
ユーロ	10,000,000	FMS Wertmanagement EMTN FRN 02/02/2015	10,036,400	0.86
ユーロ	30,000,000	FMS Wertmanagement EMTN FRN 20/01/2014	30,039,750	2.59
ユーロ	10,000,000	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau EMTN FRN 04/03/2013	10,002,150	0.86
ユーロ	25,000,000	Landeskreditbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank EMTN 4.125% 15/04/2013	25,272,500	2.18
オランダ			54,096,750	4.66
ユーロ	4,000,000	ING Bank EMTN FRN 08/01/2013	4,000,300	0.35
ユーロ	10,000,000	Rabobank Nederland EMTN FRN 08/10/2013	10,004,200	0.86
ユーロ	15,000,000	Rabobank Nederland EMTN FRN 13/01/2014	15,089,250	1.30
ユーロ	25,000,000	Rabobank Nederland RegS FRN 14/01/2013	25,003,000	2.15
国際機関			42,080,290	3.63
ユーロ	20,000,000	European Investment Bank EMTN FRN 09/01/2015	20,070,500	1.73
ユーロ	22,000,000	European Investment Bank EMTN FRN 15/01/2014	22,009,790	1.90
スウェーデン			28,012,380	2.41
ユーロ	20,000,000	Nordea Bank RegS FRN 11/02/2013	20,011,100	1.72
ユーロ	8,000,000	Svenska Handelsbanken EMTN FRN 14/01/2013	8,001,280	0.69
スイス			13,006,200	1.12
ユーロ	10,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 07/01/2013	10,000,650	0.86
ユーロ	3,000,000	UBS /London EMTN FRN 17/06/2013	3,005,550	0.26
イギリス			40,675,759	3.50
ユーロ	15,425,000	Barclays Bank EMTN FRN 17/01/2014	15,653,753	1.35
ユーロ	17,800,000	Barclays Bank EMTN FRN 28/01/2013	17,810,502	1.53
ユーロ	5,000,000	Lloyds TSB Bank EMTN FRN 18/01/2013	5,003,100	0.43
ユーロ	2,200,000	Royal Bank of Scotland EMTN FRN 18/05/2013	2,208,404	0.19
アメリカ合衆国			6,605,478	0.57
ユーロ	6,600,000	JPMorgan Chase & Co. EMTN FRN 26/09/2013	6,605,478	0.57
公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計			357,024,750	30.76

株式数または元本額	その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券		評価額 (ユーロ)	純資産構成比 (%)
フィンランド			18,994,383	1.64
ユーロ	19,000,000	Nordea Bank 0% 13/03/2013	18,994,383	1.64
フランス			176,958,186	15.25
ユーロ	25,000,000	ABN Amro Bank 0% 02/07/2013	24,974,761	2.15
ユーロ	24,000,000	BNP Paribas 0% 25/03/2013	23,983,425	2.07
ユーロ	18,000,000	BNP Paribas 0.27% 23/04/2013	18,000,000	1.55
ユーロ	62,000,000	BPCE 0.33% 05/03/2013	62,000,000	5.34
ユーロ	48,000,000	Société Générale 0.26% 05/04/2013	48,000,000	4.14
ドイツ			4,997,898	0.43
ユーロ	5,000,000	Erste Abwicklungsanstalt 0% 12/04/2013	4,997,898	0.43
オランダ			34,920,577	3.01
ユーロ	8,000,000	ABN Amro Bank 0% 18/11/2013	7,975,121	0.69
ユーロ	18,000,000	ABN Amro Bank 0% 09/12/2013	17,945,456	1.55
ユーロ	9,000,000	Rabobank Nederland 0.33% 21/10/2013	9,000,000	0.77
ノルウェー			55,900,284	4.81
ユーロ	24,000,000	DNB Bank 0% 14/10/2013	23,958,146	2.06
ユーロ	22,000,000	DNB Bank 0% 22/11/2013	21,961,347	1.89
ユーロ	10,000,000	Nordea Bank 0% 27/11/2013	9,980,791	0.86
スウェーデン			109,842,562	9.46
ユーロ	40,000,000	Swedbank 0% 28/02/2013	39,986,481	3.45
ユーロ	40,000,000	Skandinaviska Enskilda Banken 0% 16/12/2013	39,891,728	3.44
ユーロ	10,000,000	Svenska Handelsbanken 0% 02/05/2013	9,994,627	0.85
ユーロ	20,000,000	Swedbank 0% 01/10/2013	19,969,726	1.72
スイス			6,026,370	0.52
ユーロ	6,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 17/06/2013	6,026,370	0.52
イギリス			393,947,668	33.94
ユーロ	41,000,000	Lloyds TSB Bank 0% 27/03/2013	40,985,490	3.53
ユーロ	12,000,000	Nationwide Building Society 0% 14/03/2013	11,995,444	1.03
ユーロ	18,000,000	Abbey National Treasury Services 0% 21/03/2013	17,980,300	1.55
ユーロ	40,000,000	Abbey National Treasury Services 0.33% 07/01/2013	40,000,000	3.45
ユーロ	10,000,000	Barclays Bank 0% 13/12/2013	10,000,000	0.86
ユーロ	20,000,000	Clydesdale Bank 0% 11/02/2013	19,999,544	1.72
ユーロ	35,000,000	Clydesdale Bank 0.33% 28/02/2013	35,000,000	3.02
ユーロ	48,000,000	Crédit Agricole 0.39% 05/04/2013	48,000,000	4.14
ユーロ	50,000,000	ING Bank 0.45% 25/07/2013	50,000,000	4.31
ユーロ	15,000,000	Lloyds TSB Bank 0.12% 23/04/2013	15,000,000	1.29
ユーロ	25,000,000	Nationwide Building Society 0.15% 02/04/2013	25,000,000	2.15
ユーロ	25,000,000	Nationwide Building Society 0.15% 02/04/2013	25,000,000	2.15
ユーロ	55,000,000	UBS London 0% 21/01/2013	54,986,890	4.74
その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計			801,587,928	69.06
投資総額			1,158,612,678	99.82
その他の純資産			2,050,381	0.18
純資産総額			1,160,663,059	100.00

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年3月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	1,388,648,189	円
負債総額	9,836,080	円
純資産総額(-)	1,378,812,109	円
発行済口数	1,624,804,410	口
1口当たり純資産額(/)	0.8486	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（1）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（2）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（3）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（４）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に支払います。

（５）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（６）受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成25年3月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

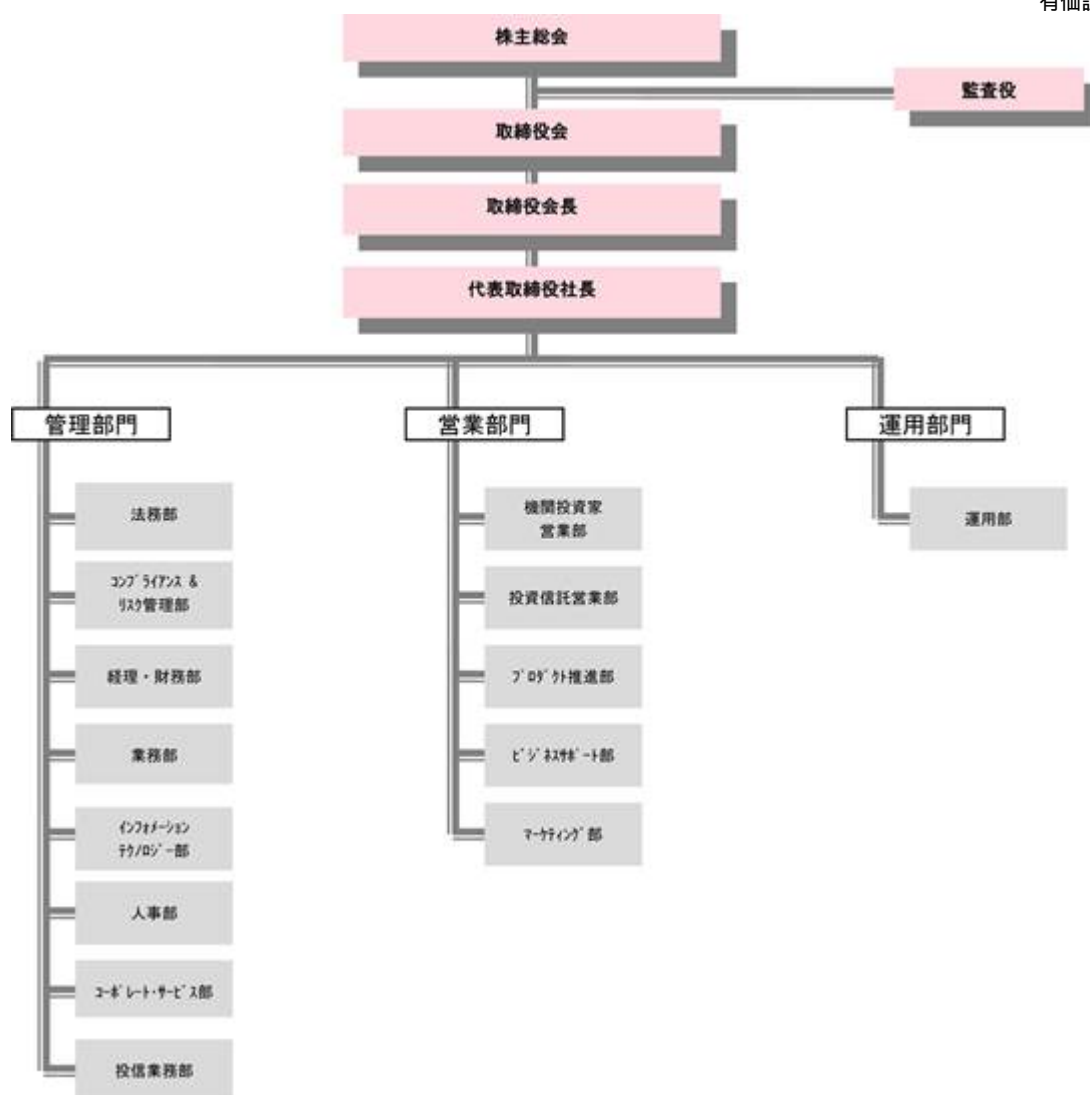
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

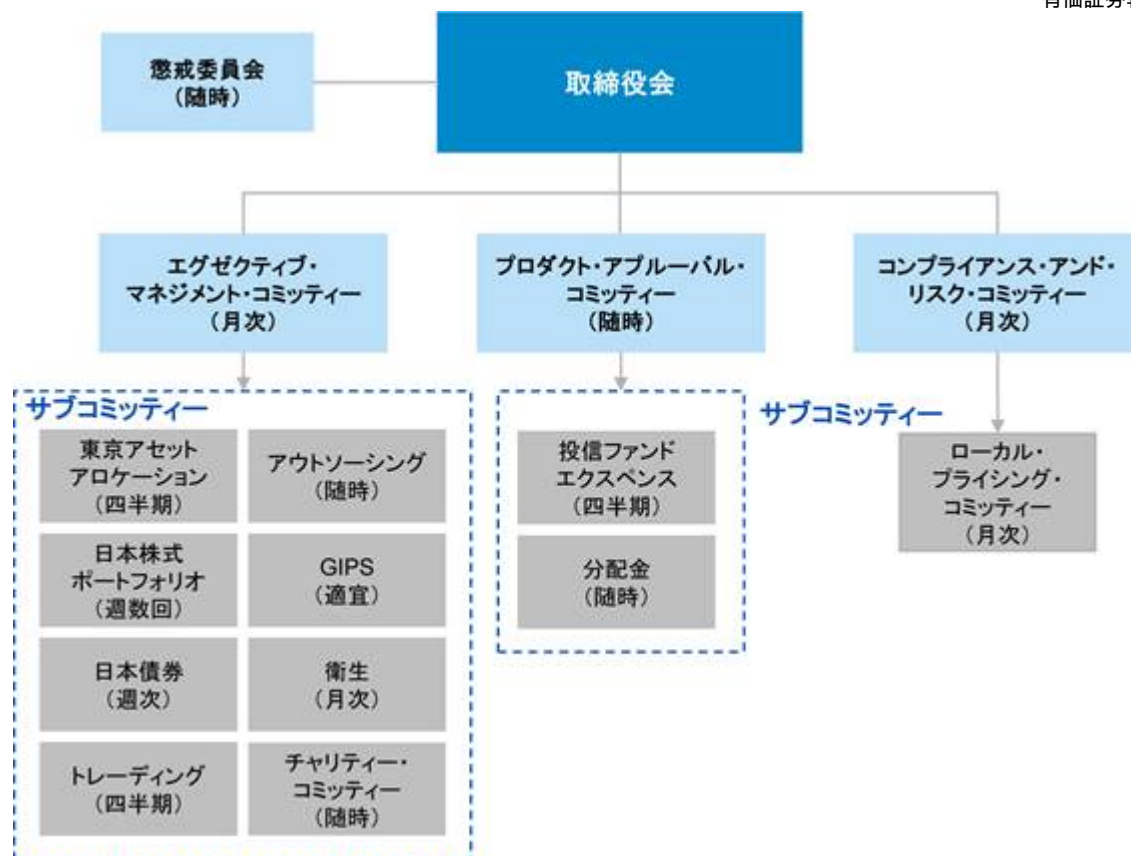
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成25年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	54	247,370,726,162

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第22期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第20期 (平成23年3月31日)	第21期 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,766,113	4,187,379
立替金	251	1,180
前払費用	69,936	65,785
未収入金	208,957	124,471
未収委託者報酬	486,907	657,295
未収運用受託報酬	253,032	237,702
未収還付法人税等	100,500	-
未収還付消費税等	-	12,534
1年内受取予定の長期差入保証金	12,720	-
流動資産合計	5,898,420	5,286,349
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 106,445	80,547
器具備品(純額)	*1 31,864	29,129
有形固定資産合計	138,309	109,677
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	10,201	11,820
無形固定資産合計	13,900	15,520
投資その他の資産		
投資有価証券	-	5,989
長期差入保証金	234,114	233,914
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	234,114	239,903
固定資産合計	386,324	365,100
資産合計	6,284,744	5,651,450

(単位：千円)

	第20期 (平成23年3月31日)	第21期 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	57,884	41,021
未払金		
未払収益分配金	488	191
未払償還金	18,563	18,563
未払手数料	193,507	287,161
その他未払金	941,249	895,709
未払費用	123,656	49,608
未払法人税等	9,671	5,266
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,500,000	-
未払消費税等	30,000	-
賞与引当金	244,334	97,043
流動負債合計	3,119,355	1,394,565
固定負債		
長期未払金	71,046	104,472
長期未払費用	27,457	30,004
長期借入金	*2 -	2,000,000
退職給付引当金	586,856	657,063
役員退職慰労引当金	6,743	11,125
資産除去債務	82,041	83,190
固定負債合計	774,145	2,885,855
負債合計	3,893,500	4,280,421
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,401,244	380,039
利益剰余金合計	1,401,244	380,039
株主資本合計	2,391,244	1,370,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	989
評価・換算差額等合計	-	989
純資産合計	2,391,244	1,371,028
負債純資産合計	6,284,744	5,651,450

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
営業収益		
委託者報酬	4,034,802	2,810,331
運用受託報酬	1,117,508	1,203,862
その他営業収益	1,921,898	1,269,779
営業収益計	7,074,210	5,283,974
営業費用		
支払手数料	1,650,333	1,133,215
広告宣伝費	63,841	77,536
公告費	1,124	780
調査費		
調査費	391,452	201,962
委託調査費	1,039,527	875,545
図書費	2,821	2,533
委託計算費	75,197	48,930
事務委託費	5,695	-
営業雑経費		
通信費	26,855	26,413
印刷費	2,576	-
協会費	8,277	8,534
諸会費	2,481	1,840
営業費用計	3,270,184	2,377,292
一般管理費		
給料		
役員報酬	406,739	326,942
給料・手当	1,482,095	1,485,692
賞与	919,019	595,993
交際費	5,908	8,379
旅費交通費	58,793	48,964
租税公課	24,771	20,187
不動産賃借料	296,884	280,043
賞与引当金繰入	242,991	97,043
退職給付費用	100,276	93,651
役員退職慰労引当金繰入	2,765	4,381
法定福利費	168,514	178,401
固定資産減価償却費	64,503	49,735
諸経費	776,835	729,993
一般管理費計	4,550,098	3,919,410
営業利益（ 営業損失 ）	746,072	1,012,728
営業外収益		
受取利息	1,658	1,075
為替差益	18,432	4,983
時効償還金	4,428	297

法人税等還付加算金	*4	9,915	-
雑益		4,141	3,079
営業外収益計		38,577	9,436
営業外費用			
支払利息	*2	14,054	16,559
事務処理損失		1,790	3
営業外費用計		15,845	16,562
経常利益（ 経常損失）		723,340	1,019,855
特別利益			
過年度損益修正益	*6	8,283	-
特別利益計		8,283	-
特別損失			
割増退職金等	*3	18,246	129
事務所移転費用	*7	1,130	-
固定資産除却損	*1	627	690
固定資産売却損	*8	209	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	*5	12,359	-
特別損失計		32,574	819
税引前当期純利益 （ 税引前当期純損失）		747,631	1,020,674
法人税、住民税及び事業税		530	530
法人税等合計		530	530
当期純利益（ 当期純損失）		748,161	1,021,204

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,149,405	1,401,244
当期変動額		
純利益（ 純損失）	748,161	1,021,204
当期変動額合計	748,161	1,021,204
当期末残高	1,401,244	380,039
株主資本合計		
当期首残高	3,139,405	2,391,244
当期変動額		
純利益（ 純損失）	748,161	1,021,204
当期変動額合計	748,161	1,021,204
当期末残高	2,391,244	1,370,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	989

当期変動額合計	-	989
当期末残高	-	989

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計処理方法の変更）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。	

（追加情報）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
	（移転価格計算方法の変更） 当事業年度より、グループ会社間における移転価格の計算方法が変更になっております。 （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 平成23年3月31日現在	第21期 平成24年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 59,888千円 器具備品 138,898千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 86,098千円 器具備品 138,785千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 2,000,000千円

（損益計算書関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 627千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 14,054千円 *3 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 *4 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。 *5 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。 *6 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。 *7 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。 *8 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 209千円	*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 690千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 16,559千円

（株主資本等変動計算書関係）

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第20期事業年度 期首株式数	第20期事業年度 増加株式数	第20期事業年度 減少株式数	第20期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第21期事業年度 期首株式数	第21期事業年度 増加株式数	第21期事業年度 減少株式数	第21期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。 また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,766,113	4,766,113	-
（２）未収委託者報酬	486,907	486,907	-
（３）未収運用受託報酬	253,032	253,032	-
資産計	5,506,054	5,506,054	-
（１）その他未払金	941,249	941,249	-
（２）１年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,441,249	2,441,249	-

第21期（平成24年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,187,379	4,187,379	-
（２）未収委託者報酬	657,295	657,295	-
（３）未収運用受託報酬	237,702	237,702	-
資産計	5,082,377	5,082,377	-
（１）その他未払金	895,709	895,709	-
（２）長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
（３）未払手数料	287,161	287,161	-
負債計	3,182,871	3,182,871	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第20期 平成23年3月31日現在	第21期 平成24年3月31日現在
資産 （１）預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （３）未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 （１）その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）１年内返済予定の長期借入金 １年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	資産 （１）預金 同左 （２）未収委託者報酬 同左 （３）未収運用受託報酬 同左 負債 （１）その他未払金 同左 （２）長期借入金 長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。 （３）未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,766,113	-
未収委託者報酬	486,907	-
未収運用受託報酬	253,032	-
合計	5,506,054	-

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,187,379	-
未収委託者報酬	657,295	-
未収運用受託報酬	237,702	-
合計	5,082,377	-

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	-	-
合計	1,500,000	-	-

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	2,000,000	-
合計	-	2,000,000	-

（有価証券関係）

１．その他有価証券

第20期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

第21期（平成24年3月31日現在）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	5,989千円	5,000千円	989千円
合計	5,989千円	5,000千円	989千円

２．事業年度中に売却したその他有価証券

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 586,856千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 100,276千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 657,063千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 93,651千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日																																																														
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td> 限度超過額</td><td>117,219</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>301,940</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td>238,791</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>2,743</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td> 為替差損益</td><td>69,536</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>12,463</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42,178</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>425,288</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,210,162</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,210,162</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	賞与引当金損金算入		限度超過額	117,219	未払費用否認	301,940	退職給付引当金損金		算入限度超過額	238,791	役員退職慰労引当金否認	2,743	未確定債権債務に係る		為替差損益	69,536	資産除去債務	12,463	その他	42,178	税務上の繰越欠損金	425,288	繰延税金資産小計	1,210,162	評価性引当額	1,210,162	繰延税金資産合計	-	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td> 限度超過額</td><td>38,661</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>330,424</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td>238,503</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>3,964</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>15,906</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,317</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>648,048</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,286,827</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,270,850</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td> 為替差損益</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日に終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この変更による影響はありません。	賞与引当金損金算入		限度超過額	38,661	未払費用否認	330,424	退職給付引当金損金		算入限度超過額	238,503	役員退職慰労引当金否認	3,964	資産除去債務	15,906	その他	11,317	税務上の繰越欠損金	648,048	繰延税金資産小計	1,286,827	評価性引当額	1,270,850	繰延税金資産合計	15,977	繰延税金負債		未確定債権債務に係る		為替差損益	15,977	繰延税金負債合計	15,977	繰延税金資産の純額	-
賞与引当金損金算入																																																															
限度超過額	117,219																																																														
未払費用否認	301,940																																																														
退職給付引当金損金																																																															
算入限度超過額	238,791																																																														
役員退職慰労引当金否認	2,743																																																														
未確定債権債務に係る																																																															
為替差損益	69,536																																																														
資産除去債務	12,463																																																														
その他	42,178																																																														
税務上の繰越欠損金	425,288																																																														
繰延税金資産小計	1,210,162																																																														
評価性引当額	1,210,162																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														
賞与引当金損金算入																																																															
限度超過額	38,661																																																														
未払費用否認	330,424																																																														
退職給付引当金損金																																																															
算入限度超過額	238,503																																																														
役員退職慰労引当金否認	3,964																																																														
資産除去債務	15,906																																																														
その他	11,317																																																														
税務上の繰越欠損金	648,048																																																														
繰延税金資産小計	1,286,827																																																														
評価性引当額	1,270,850																																																														
繰延税金資産合計	15,977																																																														
繰延税金負債																																																															
未確定債権債務に係る																																																															
為替差損益	15,977																																																														
繰延税金負債合計	15,977																																																														
繰延税金資産の純額	-																																																														

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
期首残高（注）	80,909千円	82,041千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
その他増減額（は減少）	1,132千円	1,148千円
期末残高	82,041千円	83,190千円

（注）第20期事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,034,802	1,117,508	1,669,241	252,656	7,074,210

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,810,331	1,203,862	1,105,729	164,050	5,283,974

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 14,054	一年内 返済予 定の長 期借入 金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注2)	千円 47,670	未収運用受託報酬	千円 11,225
							サービス提供業務報酬の受取(注3)	582,798	未収入金	80,846
							情報提供業務報酬の受取(注4)	163,351		
							運用再委託報酬の支払(注2)	698,884	未払金(その他未払金)	69,490
							調査費の支払(注4)	67,237		
							一般管理費(諸経費)の支払(注4)	136,069		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注2)	228,485	未収運用受託報酬	35,610
							サービス提供業務報酬の受取(注3)	643,392	未収入金	49,219
							運用再委託報酬の支払(注2)	259,701	未払金(その他未払金)	88,607
							調査費の支払(注4)	80,031		

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 16,559	長期借入金 未払金 (その他 未払金)	千円 2,000,000 2,537

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託 報酬の受取 (注2) サービス 提供業務 報酬の受取 (注3) 情報提供 業務報酬の 受取(注4) 運用再委託 報酬の支払 (注2) 一般管理費 (諸経費) の支払(注4)	千円 51,987 396,144 155,040 496,914 127,808	未収運用 受託 報酬 未収 入金 未払金 (その他 未払金)	千円 4,572 57,911 76,419
兄弟 会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万 ユーロ	資産管理 業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託 報酬の受取 (注2) サービス 提供業務 報酬の受取 (注3) 運用再委託 報酬の支払 (注2)	222,875 396,947 345,898	未収運用 受託 報酬 未収 入金 未払金 (その他 未払金)	19,757 33,971 58,553

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産額	244,004円50銭	1株当たり純資産額	139,900円87銭
1株当たり当期純損失	76,343円04銭	1株当たり当期純損失	104,204円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	748,161千円	損益計算書上の当期純損失	1,021,204千円
普通株式に係る当期純損失	748,161千円	普通株式に係る当期純損失	1,021,204千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第22期 中間会計期間末
平成24年9月30日

資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	3,782,094
前払費用	86,919
未収入金	751,134
未収委託者報酬	645,767
未収運用受託報酬	299,092
流 動 資 産 合 計	5,565,008
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 70,680
器具備品(純額)	*1 26,987
有形固定資産合計	97,668
無 形 固 定 資 産	12,344
投資その他の資産	
投資有価証券	5,862
長期差入保証金	233,914
その他投資	950
貸倒引当金	950
投資その他の資産合計	239,776
固 定 資 産 合 計	349,790
資 産 合 計	5,914,798
負 債 の 部	
流 動 負 債	
預り金	41,497
未払金	946,663
未払費用	145,351
未払法人税等	50,488
未払消費税等	*2 11,012
1年内返済予定の長期借入金	2,000,000
賞与引当金	405,174
流 動 負 債 合 計	3,600,188
固 定 負 債	
長期未払金	100,468
長期未払費用	28,816
退職給付引当金	692,516
役員退職慰労引当金	13,000
資産除去債務	83,772
固 定 負 債 合 計	918,575
負 債 合 計	4,518,763
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	405,183
利益剰余金合計	405,183
株主資本合計	1,395,183
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	852
評価・換算差額等合計	852
純 資 産 合 計	1,396,035
負 債 純 資 産 合 計	5,914,798

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第22期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

営業収益	
委託者報酬	1,205,828
運用受託報酬	630,081
その他営業収益	1,191,806
営業収益計	3,027,716
営業費用及び一般管理費	*3 2,976,968
営業利益	50,747
営業外収益	*1 21,305
営業外費用	*2 9,104
経常利益	62,948
税引前中間純利益	62,948
法人税、住民税及び事業税	37,805
法人税等合計	37,805
中間純利益	25,143

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第22期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

株主資本	
資本金	
当期首残高	490,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	380,039
当中間期変動額	
中間純利益	25,143
当中間期変動額合計	25,143
当中間期末残高	405,183
株主資本合計	
当期首残高	1,370,039
当中間期変動額	
中間純利益	25,143
当中間期変動額合計	25,143
当中間期末残高	1,395,183
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	989
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	136
当中間期変動額合計	136
当中間期末残高	852

重要な会計方針

項 目	第22期中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定）によって おります。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア （自社利用分）については、社内における利用 可能期間（5年）に基づく定額法によっており ます。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支 給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計 上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務に基づき、当中間会計期 間末において発生していると認められる額を計 上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に 基づく当中間会計期末日要支給額を計上してお ります。
4. その他中間財務諸表作成のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第22期中間会計期間末 平成24年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 95,965千円 器具備品 146,007千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	第22期中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 466千円 為替差益 18,425千円 雑益 2,388千円
*2. 営業外費用の主要項目	支払利息 9,104千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 17,670千円 無形固定資産 3,475千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度期首 株式数	第22期中間会計期間 増加株式数	第22期中間会計期間 減少株式数	第22期中間会計期間 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第22期中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,782,094千円	3,782,094千円	-
(2) 未収入金	751,134千円	751,134千円	-
(3) 未収委託者報酬	645,767千円	645,767千円	-
(4) 未収運用受託報酬	299,092千円	299,092千円	-
資産計	5,478,088千円	5,478,088千円	-
(1) 未払金	946,663千円	946,663千円	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2,000,000千円	2,000,000千円	-
負債計	2,946,663千円	2,946,663千円	-

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	5,862千円	5,010千円	852千円
合計	5,862千円	5,010千円	852千円

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	83,190千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（ は減少）	<u>582千円</u>
当中間会計期間末残高	<u>83,772千円</u>

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,205,828	630,081	1,113,881	77,925	3,027,716

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第22期中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	
1株当たり純資産額	142,452円57銭
1株当たり中間純利益	2,565円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	25,143千円
普通株式に係る中間純利益	25,143千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成25年3月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円 (平成24年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本の額	51,000百万円（平成24年3月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および 信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間（平成24年9月6日から平成25年3月5日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成24年12月3日	有価証券報告書
平成24年12月3日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年4月24日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー中東／北アフリカ・ファンドの平成24年9月6日から平成25年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー中東／北アフリカ・ファンドの平成25年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月20日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)